

県南広域振興局長告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年1月18日

県南広域振興局長 細川倫史

1(1) 道路の種類 国道

(2) 路線名 342号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市厳美町字坂川95番2地先から字下り松49番2地先まで	新	m 19.5~12.0	m 1,060.0
	旧	19.0~10.7	1,060.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成31年1月18日から同年2月18日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白崖弥栄線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市花泉町日形字中神213番10地先から221番6地先まで	新	m 50.8~6.2	m 388.6
	旧	22.8~4.5	388.6
一関市弥栄字菖蒲1番10地先から字下谷起75番2地先まで	新	33.9~4.8	532.1
	旧	23.7~4.8	532.1

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成31年1月18日から同年2月18日まで